

第76号議案

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月16日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等に伴い、稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）第2条の2に規定する者を含む。以下この条及び次条において同じ。）であって小学校就学の始期に達するまでのもの」に改め、同条第2項中「第17条第1項に規定する」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は2親等内の親族で疾病、負傷又は高齢により」に改める。

第10条の2の2の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は介護」を加え、「規則」を「市規則」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第17条第1項中「その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に、「以下この条」を「次項」に改め、

同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第17条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。

2 前項に規定するもののほか、介護時間の期間その他の必要な事項は、市規則で定める。

(稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例(平成4年稲城市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条の見出し中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条各号列記以外の部分中「第2条第1項」の次に「ただし書」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業の承認が、当該承認に係る職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認が、当該承認に係る職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第8条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務の承認が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第15条第2項中「稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）」を「勤務時間条例」に、「を承認されている」を「又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第3条 稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第6条の4第1項に規定する里親」を「第6条の4第2

号に規定する養子縁組里親」に改め、「のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

第4条 稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 第1条の規定による改正後の稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の2第1項に規定する深夜勤務の制限又は同条例第10条の2の2第2項において準用する同条第1項本文に規定する超過勤務の免除を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、それぞれ改正後の条例第10条の2第1項又は改正後の条例第10条の2の2第2項において準用する同条第1項本文の規定の例により、その請求を行うことができる。